

令和6年度 政務活動費

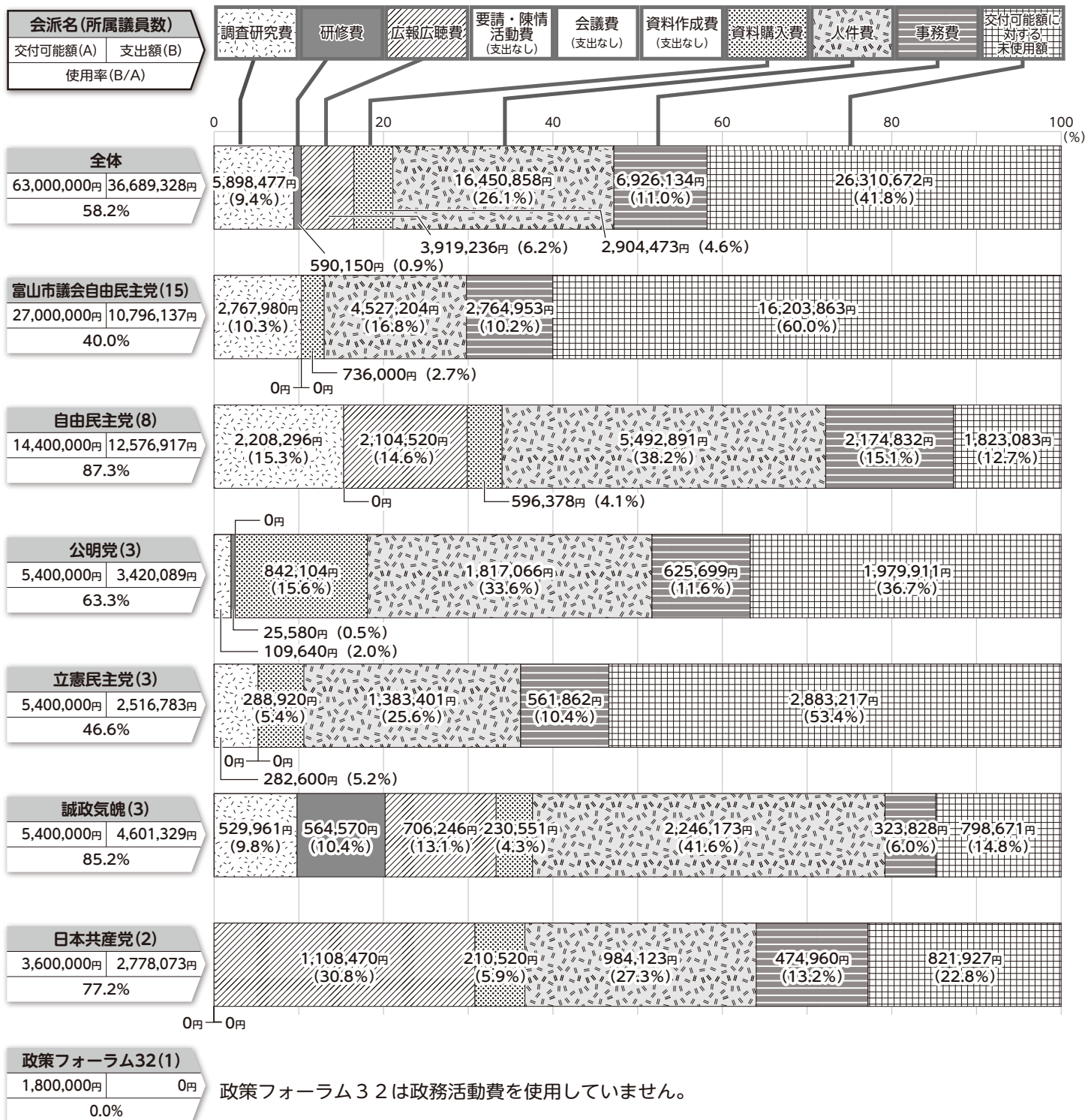
政務活動費は、地方自治法および富山市議会政務活動費の交付に関する条例の規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派に交付されているものです（交付可能額：会派所属議員数×月15万円）。

なお、収支報告書と併せて、領収書等の証拠書類のインターネット公開および窓口閲覧を行っています。



政務活動費の使用状況 【令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）】

政務活動費
について



政務活動費は、下記のように使われます。

調査研究費	先進地視察、調査委託等の経費	資料作成費	行政課題の検討等の資料作成に要する経費
研修費	研修会開催、研修会参加等の経費	資料購入費	書籍、新聞、行政資料等の購入に要する経費
広報広聴費	市政報告会、広報紙発行、広聴会等の経費	人件費	会派事務職員を雇用する経費
要請・陳情活動費	国、県等への要請、陳情等の経費	事務費	通信費、事務用品購入等の経費
会議費	各種会議に要する経費		